

平成29年9月15日  
国土交通省  
海上保安庁

## 「港則法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

港則法の港域の変更、特定港の追加等を内容とする「港則法施行令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

### 1. 背景

港内は、一定の水域に多数の船舶が頻繁に出入りし、かつ、停泊、荷役等を行う場所であることから、港内における船舶交通の安全等を図るため、港則法（昭和23年法律第174号）において、500港を対象として船舶交通の規制等を行っている。また、京浜港、阪神港等の86港を特定港とし、危険物の積込・荷卸の許可等の規定を設けている。

港則法の対象とする港及びその港域並びに特定港については、港則法施行令（昭和40年政令第219号）で定めており、今般、浚渫工事の実施に伴う港域の変更、特定港の追加等を行う必要があることから、港則法施行令の一部を改正するものである。

### 2. 概要

(1) 以下の港等について港域の変更等を行う。

釧路港（北海道） 阪神港（大阪府・兵庫県） 八木港（兵庫県）  
姫路港（兵庫県）

(2) 相馬港（福島県）では、新たにLNG基地の操業開始が予定されており、今後、危険物取扱量の大幅な増加が見込まれるところ、船舶交通の安全を確保する観点から、同港を特定港に追加する。

### 3. 今後のスケジュール

閣議 平成29年9月15日（金）  
公布 平成29年9月21日（木）  
施行 平成29年10月1日（日）（釧路港関係：平成29年11月1日（水））

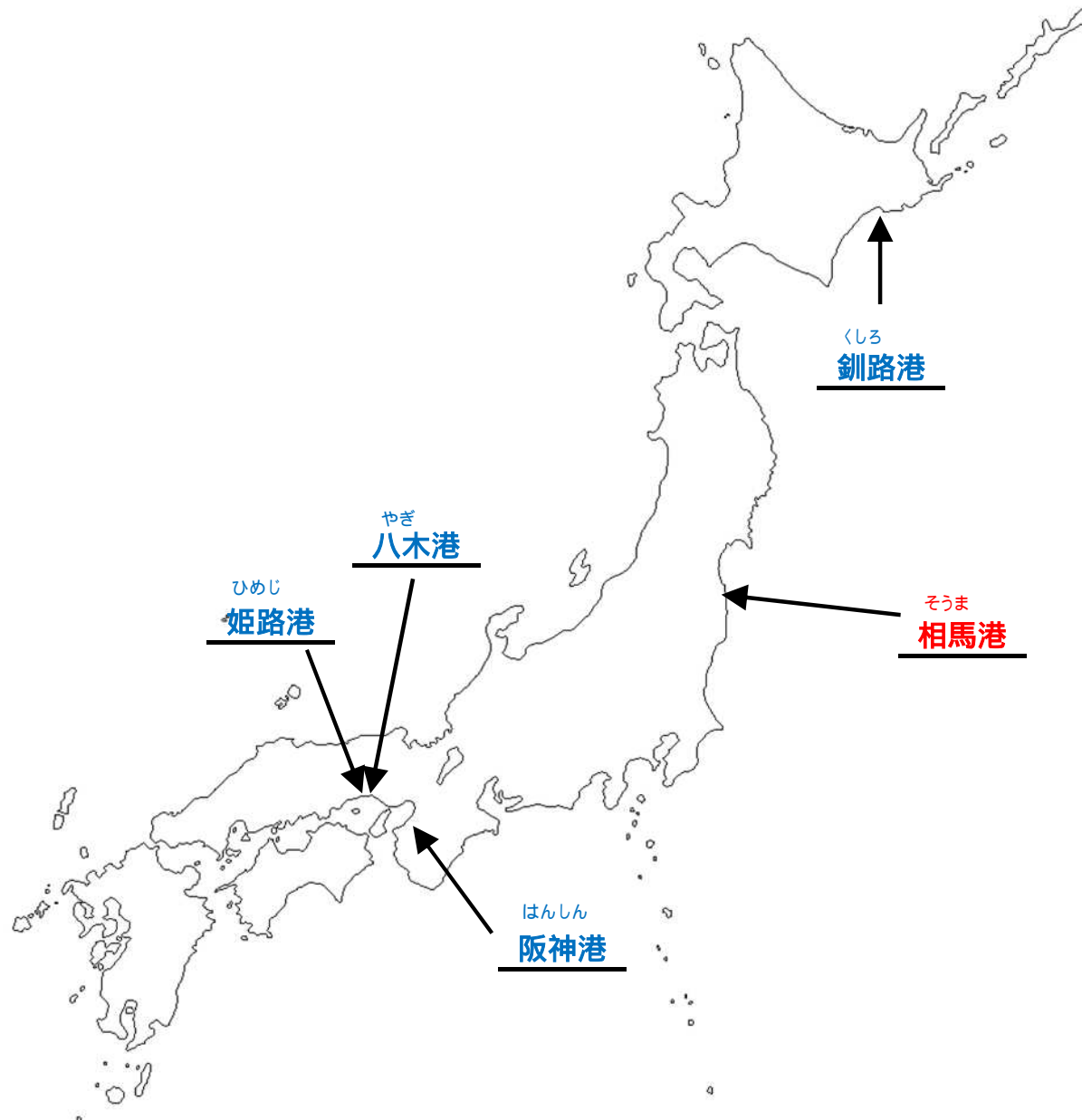
問い合わせ先

海上保安庁交通部航行安全課 植松、石炭

連絡先 3591-6361（内線6302）

3591-2776（直通・FAX）

# 改正が行われる港



青字 : 港域の変更

赤字 : 特定港の追加

# くしろ 釧路港

(北海道)

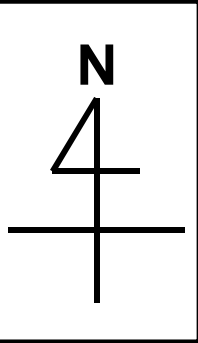
— : 港域線 (改正なし)

— : 港域線 (現行)

— : 港域線 (改正後)

■ : 拡大港域

■ : 浚渫予定区域



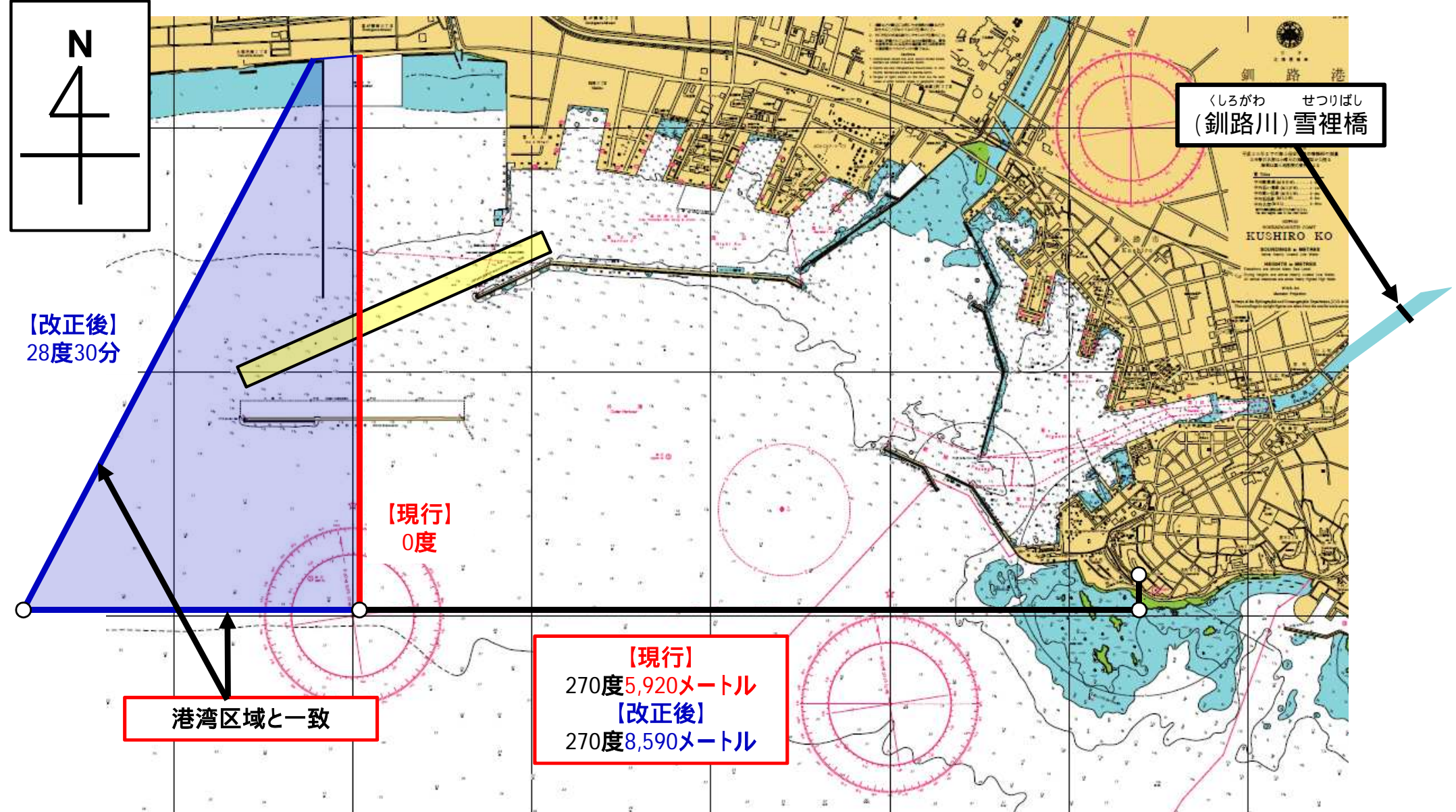
【改正後】  
28度30分

【現行】  
0度

港湾区域と一致

【現行】  
270度5,920メートル  
【改正後】  
270度8,590メートル

くしろがわ せつりばし  
(釧路川) 雪裡橋

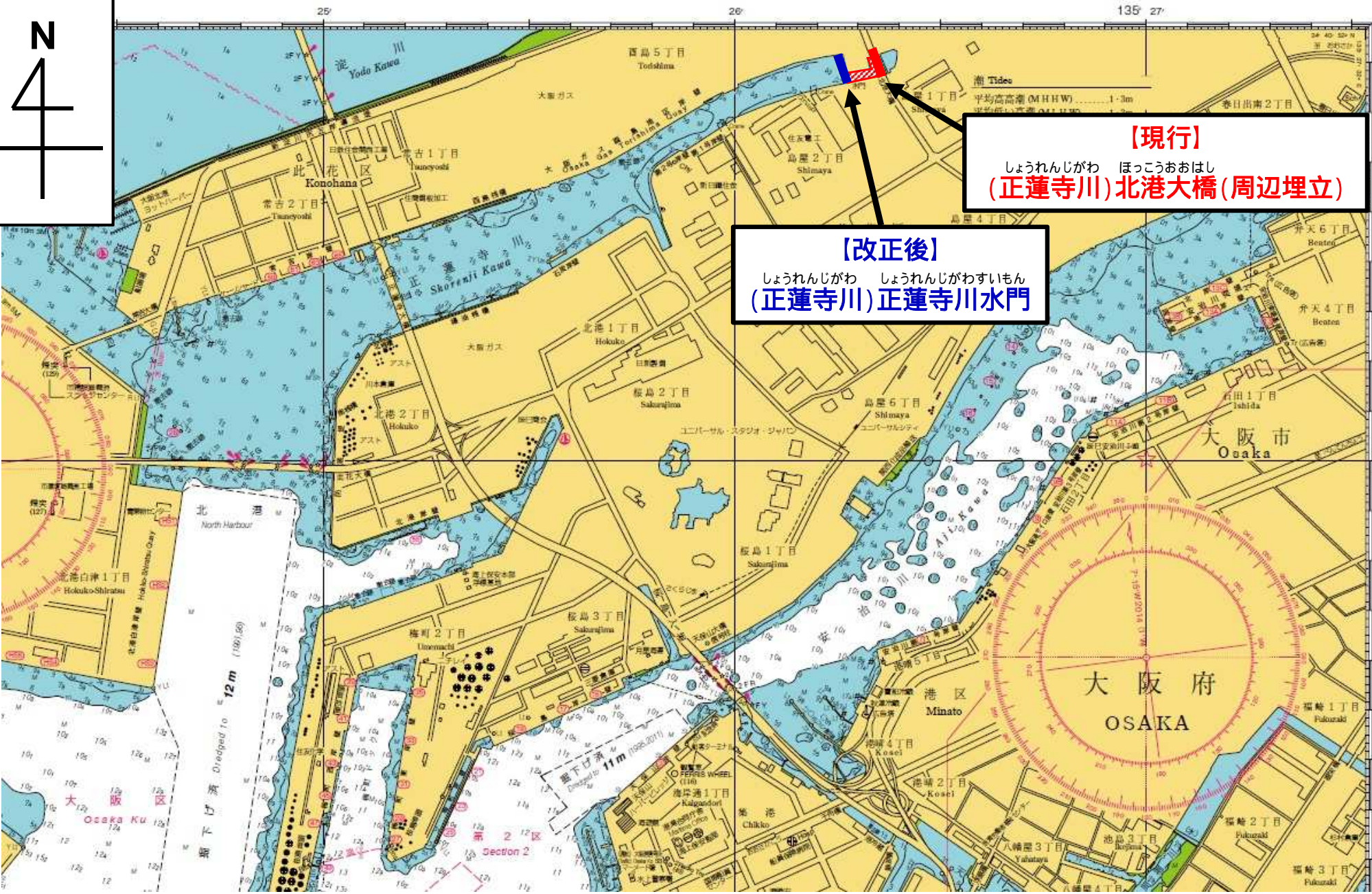
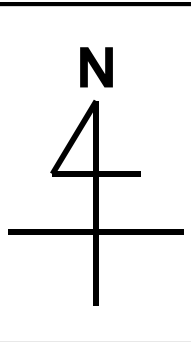


# はん しん 阪神港

(大阪府)

— : 港域線 (現行)  
 — : 港域線 (改正後)

■ : 縮小港域



**【現行】**  
 しょうれんじがわ ほっこうおおはし  
**(正蓮寺川)北港大橋(周辺埋立)**

**【改正後】**  
 しょうれんじがわ しょうれんじがわすいもん  
**(正蓮寺川)正蓮寺川水門**

W123

34 40'

0000

大阪府  
 OSAKA

# やぎ 八木港

(兵庫県)

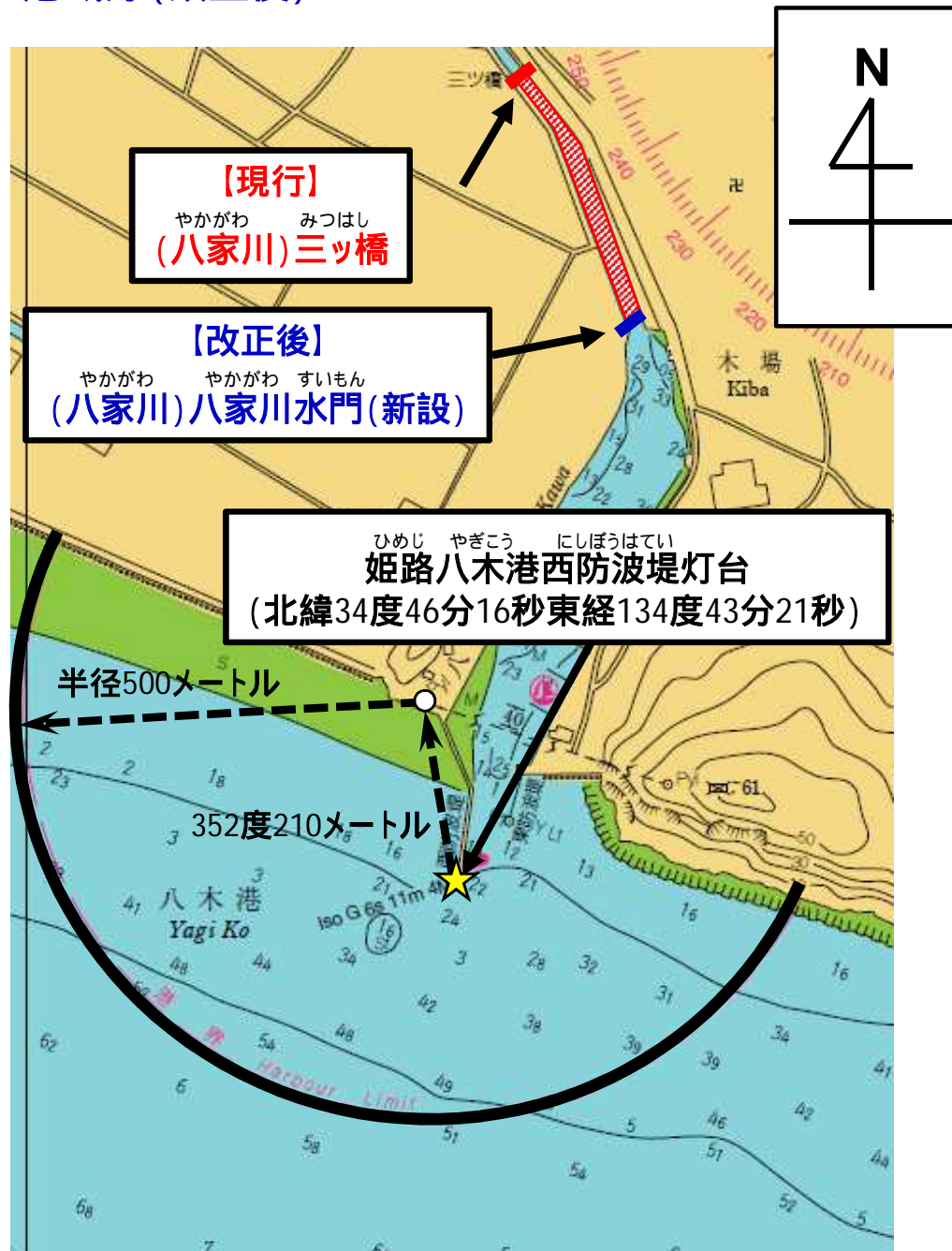
—: 港域線(改正なし)

—: 港域線(現行)

—: 港域線(改正後)

----->: 基点表現(改正なし)

■: 縮小港域



# ひめじ 姫路港

(兵庫県)

—: 港域線(改正なし)

—: 港域線(現行)

—: 港域線(改正後)

**【現行】**

(船場川)最下流旧鉄道橋(撤去)

**【改正後】**

(船場川)飾磨港大橋

なかがわぐち うがん とったん  
中川口右岸突端

180度2,700メートル

97度30分4,800メートル

87度9,000メートル

0度

